

事業名	センター運営管理費(消費生活)	財務コード (事業)	545606
-----	-----------------	---------------	--------

細事業名	商品テスト費
------	--------

担当部課室	企画県民 部 消費生活安全 課 消費生活 担当 (内線)	1558
-------	------------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 S45 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(委託)		
事業の目的	誰(何)を対象に 事業者の違反行為等が疑われる場合	その対象をどのような状態にして 消費生活に係る商品のテストを行い、 消費者被害の救済及び未然防止を図 ることができる。	結果、何に結びつけるのか 消費者安全の推進
	事業の内容 ※主に 23年度 ○消費者から、テストの申出があった場合には、当該商品について、必要に応じて速やかに専門機関へテストを委託し、その結果について、申出者に回答する。 ・テスト実施状況(2件) (内訳) ・灯油 1件(国民生活センターへ依頼(H23.12.8)、結果:異常なし) ・お椀 1件(国民生活センターへ依頼(H24.3.5)、結果:異常なし) 《参考》山梨県消費生活条例第29条 知事は、消費者の安全の確保及び表示の適正化等に関する施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行うとともに、必要に応じて試験、検査等の結果を公表するものとする。		
根拠法令等	山梨県消費生活条例第29条		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 商品テストの実施回数	2	2	2	2	2	活動指標 目標設定の考え方 過去の実績を参考にした。 データの出典等 県民生活センター業務概要
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	100.0 %				
成果指標 成果指標達成率 (実績値/目標値)						成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	%					
決算額、予算額 (千円) うち-財額	0	0	0	42	32	成果指標によらない成果 緊急性の高いものや身体への重大事故のおそれがあるものを商品テストすることとしており、実施数は少ないものの、消費者の申出に対して迅速に対応し、その結果を申出者に回答しており、消費者の安全・安心の確保に向けて、意図した成果を上げている。
所要時間(直接分)	40 時間	40 時間	40 時間	40 時間	40 時間	
所要時間(間接分)	時間	時間	時間	時間	時間	
所要時間計	40 時間	40 時間	40 時間	40 時間	40 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	81	81	81	81	81	

III これまでの事業の見直し・改善状況

平成18年度の政策アセスメント結果に基づき直営で実施していた商品テストについて、平成19年度からは他機関へ委託することとした。

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
	b	緊急性の高いものや身体への重大事故のおそれがあるものを商品テストすることとしており、実施数は少ないものの、消費者の申出に対して迅速に対応し、その結果を申出者に回答しており、消費者の安全・安心の確保に向けて、意図した成果を上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目
有	商品テストの申出があった場合は、国民生活センター、製品評価技術基盤機構(NITE)へ依頼を行っている。国民生活センター、製品評価技術基盤機構(NITE)は、原則として無料で商品テストを実施しているが、今後、これらの機関での対応が困難な場合等は、民間の検査機関等に有料で委託することも想定されるため、委託料の一部を見直し経費を節減する。	i

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	国民生活センター、製品評価技術基盤機構(NITE)等の検査機関を活用し、経費の節減を図る。

見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。